



KANAGAWA

神奈川県

令和6年度
協定締結医療機関施設・設備整備費補助金
(新興感染症対応力強化事業)

「交付申請」のご案内

－ 申請マニュアル －

申請
期限

令和6年 **8月30日(金)** 17:15 締切厳守

健康危機・感染症対策課

2024/8/19

申請
方法

事業概要	3
補助内容	4
申請フロー	6
必要提出書類一覧	7
【重要】申請に当たっての注意	9

施設

【全般】施設整備におけるチェックポイント	10
【個人防護具保管庫】基準となるサイズ・保管方法等	11

設備

【全般】設備整備におけるチェックポイント	12
【各品目】特に気をつけるポイント	13

参考

書類の整備及び会計検査への対応について	14
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について	15
交付までの流れ／スケジュール(目安)	16
その他留意事項等	17

▶ 目的

県と医療措置協定※(以下「協定」という。)を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築する。

※感染症法第36条の3第1項に規定。協定について詳細は[県WEBページ](#)参照。

▶ 対象医療機関

県と協定を締結した又は締結が見込まれる次の医療機関

(1)病院 (2)診療所 (3)薬局 (4)訪問看護事業所

【参考】(表)協定による措置内容及び指定区分

指定区分 **I** = 第一種協定指定医療機関 / 指定区分 **II** = 第二種協定指定医療機関

指定区分	措置内容	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
I	病床確保	○	○		
II-A	発熱外来の実施	○	○		
II-B	自宅療養者等への医療提供及び健康観察	○	○	○	○
	後方支援	○			
	医療人材派遣	○			

協定の指定区分は
前頁（表）を参照

事業区分と対象医療機関

事業区分	補助対象・品目		具体的な内容	対象医療機関		
				I	II-A	II-B
1 施設 整備 事業	(1)	病室の感染対策に係る整備	・ 個室の整備 等 → 専用の陰圧装置、空調設備、トイレ・バス等の付属設備の整備を含む	○		
	(2)	病棟等の感染対策に係る整備	・ 多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置 ・ 病棟入り口の扉の設置 ・ 病棟のゾーニングを行うための改修 等	○		
	(3)	個人防護具保管施設の整備	・ 個人防護具保管庫の設置 ・ 個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等	○	○	○
2 設備 整備 事業	(1)	簡易陰圧装置	-	○		
	(2)	PCR検査装置	-	○	○	
	(3)	簡易ベッド	-	○	○	
	(4)	HEPAフィルター付き空気清浄機※	-		○	

※ 陰圧対応可能なものに限る

▶ 補助対象経費、基準額等

事業区分	補助対象・品目		対象経費	基準額	補助率
1 施設 整備 事業	(1)	病室の感染対策に係る整備	左記に要する 工事費 又は 工事請負費	14,546,000円 /室	2/3
	(2)	病棟等の感染対策に係る整備		239,300円 /㎡	10/10
	(3)	個人防護具保管施設の整備		239,300円 /㎡	10/10
2 設備 整備 事業	(1)	簡易陰圧装置	左記に要する 購入費	4,320,000円 /床	10/10
	(2)	PCR検査装置		9,350,000円 /台	10/10
	(3)	簡易ベッド		51,400円 /台	10/10
	(4)	HEPAフィルター付き空気清浄機※		905,000円 /施設	10/10

※ 陰圧対応可能なものに限る

✓ 補助額の算出方法

補助基礎額※2 = 次のAとBを比較して少ない方の額

A 対象経費の実支出額

B 基準額

⇒ 補助基礎額 × 補助率(病室の整備のみ2/3、その他は10/10) = 補助額(1,000円未満切り捨て)

※2 A、Bよりも「C 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」の方が少ない場合は、Cを選定。

申請手順の概要です。詳細は各様式等の記載内容をご確認ください。

1

必要申請書類のデータを作成

「交付申請書類」「役員等氏名一覧表」等のデータは県WEBページにも掲載しています。

2

必要な添付書類のデータを準備

PDFや画像データ(jpeg等)でご用意ください。 ※添付可能なファイルサイズ上限＝10MB/1ファイルあたり

3

医療機関ごとの「Myページ」から申請

県からの内示通知(7/25付け)及び
申請案内(8/19付け)のメール文中にURL記載

- 左上  交付申請を行う ボタンから、「申請フォーム」へ進めます。
- 交付申請額がMyページ上の「**内示額**」を**超過していないか**必ずご確認ください。
- 「回答」後は原則編集はできません。修正が必要な場合は、県へお問合せください。

4

「回答受付メール」の確認 ⇒ 完了

正しく回答が処理された場合、記載のメールアドレスに回答受付メールが自動送信されます。



申請期限：令和6年**8月30日**(金) 17:15 **締切厳守**

申請期限に間に合わなかった場合、**交付できない可能性もあります**のでご注意ください。

施設整備の申請に必要な書類は次のとおりです。

1. 交付申請書類 ※下線は申請整備(病室/病棟/個人防護具保管庫)ごとに該当するもののみ提出

- ☐ **確認書**
- ☐ **交付申請書**(第1号様式)
- ☐ **経費所要額調**(別紙1) ☐ **事業計画書**(別紙2) ☐ **歳入歳出予算書抄本**(別紙3)

2. 添付書類

- ☐ **工事仕訳書(見積書)の写し**
 - ・ 補助対象となる費目をマーカー等で明示
- ☐ **補助対象区域の工事設計図、申請整備の配置図**
 - ・ 補助対象となるスペースについて、①マーカー等で明示 ②面積等の情報を記載
- ☐ **整備予定地の写真**
 - ・ 着工前の現状がわかる写真を提出
- ☐ **役員等氏名一覧表**(第1号様式付表)
- ☐ **その他参考となる書類**(必要な場合のみ)
 - ・ 今回の施設拡大に係る「事業計画書」(あれば) 等

設備整備の申請に必要な書類は次のとおりです。

1. 交付申請書類 ※下線は補助品目(簡易陰圧装置…等4品目)ごとに該当するものののみ提出

- ☐ **確認書**
- ☐ **交付申請書**(第1号様式)
- ☐ **経費所要額調**(別紙1) ☐ **事業計画書**(別紙2) ☐ **歳入歳出予算書抄本**(別紙3)

2. 添付書類

- ☐ **見積書の写し**
 - ・ 補助対象となる費目をマーカー等で明示
- ☐ **カタログ等**
 - ・ PCR検査装置は、「検査法」「判定可能な感染症」等の**記載必須**
 - ・ HEPAフィルター付き空気清浄機は、「陰圧対応可能であること」が確認できる**記載必須**
- ☐ **新興感染症発生・まん延時の設備配置(予定)図**
 - ・ 「今回申請分」「既存分」の設備がそれぞれ分かるようにマーカー等で明示
- ☐ **役員等氏名一覧表**(第1号様式付表)
- ☐ **その他参考となる書類**(必要な場合のみ)

<補助対象の審査基準>

新興感染症の発生・まん延時に、協定締結医療機関が**協定締結内容**(予定を含む)**を履行**することができない不具合を解消するための施設・設備整備費用を補助する。

- ✓ 効率的・経済的に協定締結内容を履行することを前提に、**必要とする範囲**での申請をお願いします。
- ✓ 協定締結内容に対して過大な申請内容と考えられる場合、根拠等確認のため、追加での資料提出が必要となる場合があります。**必ず、申請理由や事情等を整理**した上で申請してください。

■事業実施期間

始期： **交付決定通知日以降**に着手(契約・着工等)

終期： **令和6年度中**(令和7年3月31日まで)に事業完了

⇒ 事業の実施が上記の期間外となる場合は、補助を受けられない可能性があります。**特に、交付決定前の事業着手や設備購入(すでに購入していた設備の申請等)は認められません**。事業実施期間が分かる証書類等を提出いただくため、期間に誤りがないか必ずご確認ください。

■交付上限額(＝内示額)

- 意向確認をもとに、国の内示額及び県予算の範囲内において、各医療機関へ**内示額を通知**(令和6年7月25日付け)しています。 ※不採択となった場合も、同日に別途メールにて連絡済み
- 内示額は補助金交付の上限額となるため、**交付申請額が内示額の範囲内となっていることを必ず確認**してください。なお、計画の変更による増額は認められません。

○ 補助対象となる整備範囲の考え方

詳細は要綱やQ&A等を必ず確認してください



工事を伴う一体的な整備であること

対象経費は「工事費」及び「工事請負費」となるため、設備の購入のみの場合は補助対象外です。

- ・ 付帯工事について、建築工事と一体的に不可欠であると認められるものののみ補助対象となります。
- ・ 解体・撤去費用についても、同一の発注において一体として行う必要がある場合は補助対象となります。



基準面積は整備に必要なスペースのみを算定

補助基準額(1㎡あたり)算出の考え方として、必要と認められるスペースのみが対象となります。

例) 個人防護具保管庫における、①保管庫本体を超えるコンクリート整備の面積や②過大な必要備蓄量に対する面積は対象外

⇒ 必要なスペースについて必ず明示した上で、必要となる理由等を申告してください。

○ 主な補助対象外経費(県交付要綱第3条ほか)

次の費用については補助対象外です。申請時には、「対象外経費」として算定してください。

- × 土地の取得又は整地(造成)に要する費用
- × 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 例)保管庫までの通路等
- × 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - その他、「建築確認申請」に係る費用や「調査費」「法定福利費」「交通費」も補助対象外
- × 既存建物の買収に要する費用
 - ※建物の新築よりも効率的と認められる場合を除く
- × その他の整備費として適当と認められない費用

個人防護具保管庫における必要となるスペースの目安は以下を基準にしてください。

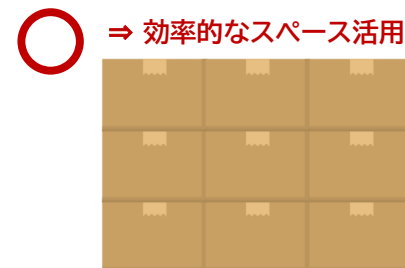
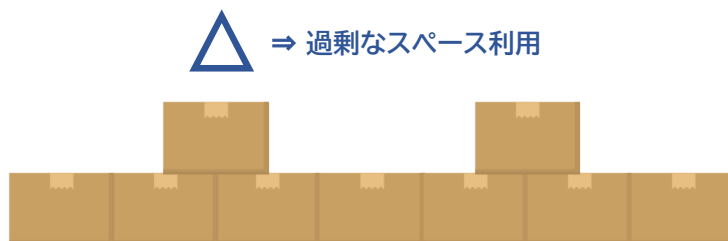
<県基準>

(基準規格)	たて	よこ	高さ	1箱当たり 面積	1箱当たり 体積	1箱当たり 入数	個人防護具 1単位当たりの 専有体積
マスク	41 cm	73 cm	37 cm	2,993 cm ²	110,741 cm ³	1,000 枚	111 cm ³
N95	32 cm	80 cm	51 cm	2,560 cm ²	130,560 cm ³	960 枚	136 cm ³
ガウン	57 cm	35 cm	46 cm	1,995 cm ²	91,770 cm ³	100 着	918 cm ³
フェイスシールド	33 cm	45 cm	14 cm	1,485 cm ²	20,790 cm ³	300 枚	69 cm ³
非滅菌手袋	27 cm	50 cm	27 cm	1,350 cm ²	36,450 cm ³	1,000 枚	36 cm ³

* 県の新型コロナウイルス感染症患者物品等支援事業で使用した個人防護具の保管方法を基準とした

⇒ 上記「個人防護具1単位あたりの専有体積」が<県基準>以上となる場合は、保管に関する理由等について申請時に記載・説明いただく必要があります。

確認事項 ▶ ①保管箱の規格 ②積載方法(2段重ね以下の場合) についてその選定を必要とする理由



○ 補助対象となる整備範囲の考え方

詳細は要綱やQ&A等を必ず確認してください

「新設」「増設」の場合のみ対象。「更新(買い替え)」の場合は**対象外**。

○ ×	{		既に保有している同種の設備
		新設	なし
		増設	あり
		更新	廃棄・譲渡等

○ 主な対象／対象外となる経費一覧

対象となる経費は原則として「**本体**」費用のみです。その他、「対象外」「条件付きで対象となり得る経費」については、次の一覧を参考にしてください。

対象外経費

- × 交通費 作業員・機材運搬いずれも×
- × 消耗品費 例)PCR検査装置の試薬等

条件付きで対象となり得る経費

- 運搬費・送料 … 購入金額に含まれる場合
- 付属設備・備品 … 設備本来の稼働に必要不可欠な場合
- 取付作業費 … 設置に際し必要不可欠な場合

- 対象経費はいずれも「購入費」です。
- 協定措置内容を速やかに履行するに当たり、**設備導入により得られる効果**(病床数、発熱患者対応数、検査数等)について合理的な説明が必要です。 ※詳細は申請書類に記載箇所あり



- ✓ 機器導入後の陰圧病床数(感染症患者を入院させることができる陰圧病床)が「協定締結病床数」以上となる場合、超える部分は原則として**補助対象外**。



- ✓ 「PCR法」の検査機器のみが**対象** ⇔ NEAR法やLAMP法の機器は対象外
 - ✓ 特定の検査キットのみでなく、**複数の検査キット**に対応する機器が**対象**。
 - ✓ 稼働に不可欠と認められる付属設備は対象となり得る
- ⇒ **機能や仕様**がわかる**カタログ等を必ず添付**してください



- ✓ 入院病床 … 通常時は院内で保管。常時設置する医療用ベッドは**対象外**。
- ✓ 発熱外来 … 原則院内で保管。一時的な発熱外来等での使用も可(ケースによる)。



- ✓ **発熱外来エリア**(待合室、処置室、隔離室等)に設置する場合は**対象**。
- ✓ 新興感染症発生・まん延時には、**必ず陰圧対応を行う**こと。

本補助事業は国が間接的に財政援助を行う補助金であるため、**会計検査院による会計検査の対象**となる場合があります。

そのため、書類の保管等に当たっては要綱に従って次のとおり整備が必要となりますので、ご注意ください。

○ 必要書類

- ・ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿
- ・ 当該収入及び支出についての証拠書類

○ 期間

原則として額の確定日（事業中止・廃止の場合は、承認を受けた日）の属する年度終了後、**5年間**※

※補助事業により取得又は効用の増加した価格が50万円（民間団体においては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、財産の処分が完了する日又は財産の処分の制限期間が経過する日のいずれか遅い日まで。



- ✓ 過去の会計検査においても、購入した設備が「目的を達していなかった」等の指摘により、**補助金の返還**となったケースもあります。補助金の適正な執行のため、**必ず要綱や補助条件等に沿った事業の実施**をお願いします。
- ✓ 会計実地検査の対象となる場合、資産台帳や現物との照合を行う場合があります。設備等については適切な保管・管理をお願いします。

補助金収入は消費税法上の不課税取引に該当しますが、本補助事業にかかった経費を控除対象仕入税額に算入した場合、報告された仕入控除税額は事業者に対して**重複して交付**されたこととなるため、**県に返還をする必要**があります。

そのため、仕入控除税額が確定した場合（消費税及び地方消費税の確定申告後）には、要綱に従い、**速やかに「消費税仕入税額報告書」を提出**いただく必要があります。

○ 必要書類

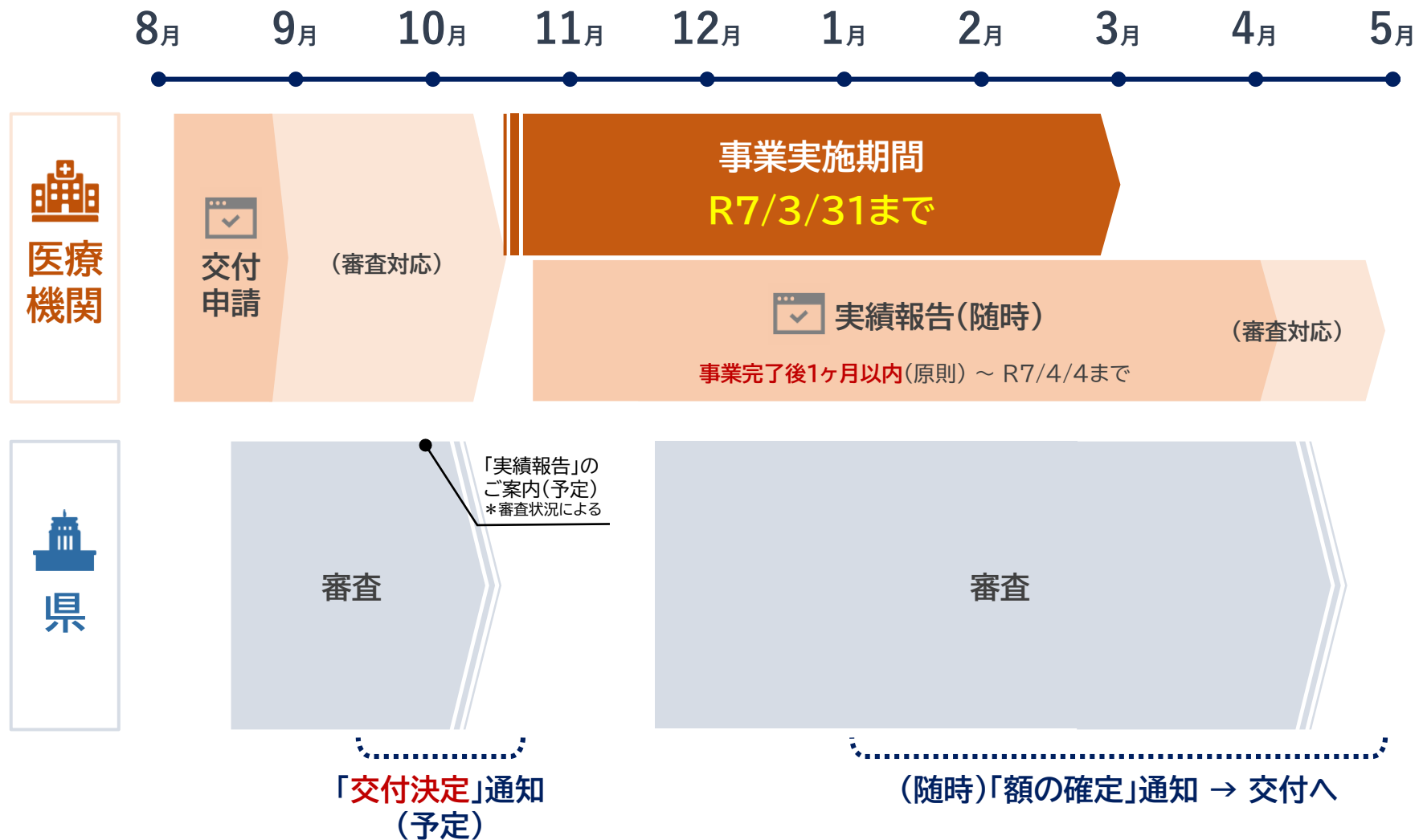
- ・ 消費税仕入税額報告書
- ・ 消費税及び地方消費税の確定申告書 等

○ 提出期限

令和7年秋頃(予定)

- 必要書類、提出期限の詳細は、後日ご案内します(令和7年夏～秋頃を予定)。
- 免税事業者等で、仕入控除税額が0円の場合も必ず報告が必要です。
- 返還手続きについては、上記報告の完了後にご案内します。

交付までの流れ／スケジュール(目安) ※進行状況により変更の可能性あり



注意 特に「交付決定」「額の確定」のタイミングは個別の審査状況等により大きく前後する可能性があるためご注意ください。

1. 申請に当たっては、必ず県WEBページ及び各種要綱、Q & A等の関連資料を確認してください。
2. 審査の際は、県担当者より申請時に記入いただいたメールアドレス宛にご連絡します。
必ずご対応いただけるメールアドレスの記入をお願いします。
3. 交付決定通知後は、速やかな事業着手をお願いします。
4. 実績報告の提出方法等については後日改めてご案内します。事業完了後1ヶ月以内又は令和7年4月4日までのいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となる見込みです
5. 協定措置内容の変更を見込んだ上で交付決定を受けた場合は、実績報告時に協定変更の完了確認が取れた後に額の確定等交付手続きを進めますので、あらかじめご了承ください。
6. 本補助金で整備した施設・設備は、厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに処分(転用、譲渡、取壊し、廃棄等)できません。

補助金に関するお問合せ

健康危機・感染症対策課 調整グループ(補助金担当)

TEL **045-285-0712** 平日9:00~17:00
(12:00~13:00をのぞく)

 [問合せフォームはこちら](#)